

墨田区心身障害者通所訓練所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第51号

墨田区心身障害者通所訓練所条例の一部を改正する条例

墨田区心身障害者通所訓練所条例（昭和52年墨田区条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 次の表の左欄に掲げる通所訓練所の位置は、墨田区心身障害者通所訓練所条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第51号）の施行の日から墨田区規則で定める日までの間は、第1条第2項の表の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
亀沢のぞみの家	東京都墨田区文花一丁目32番7号

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。